

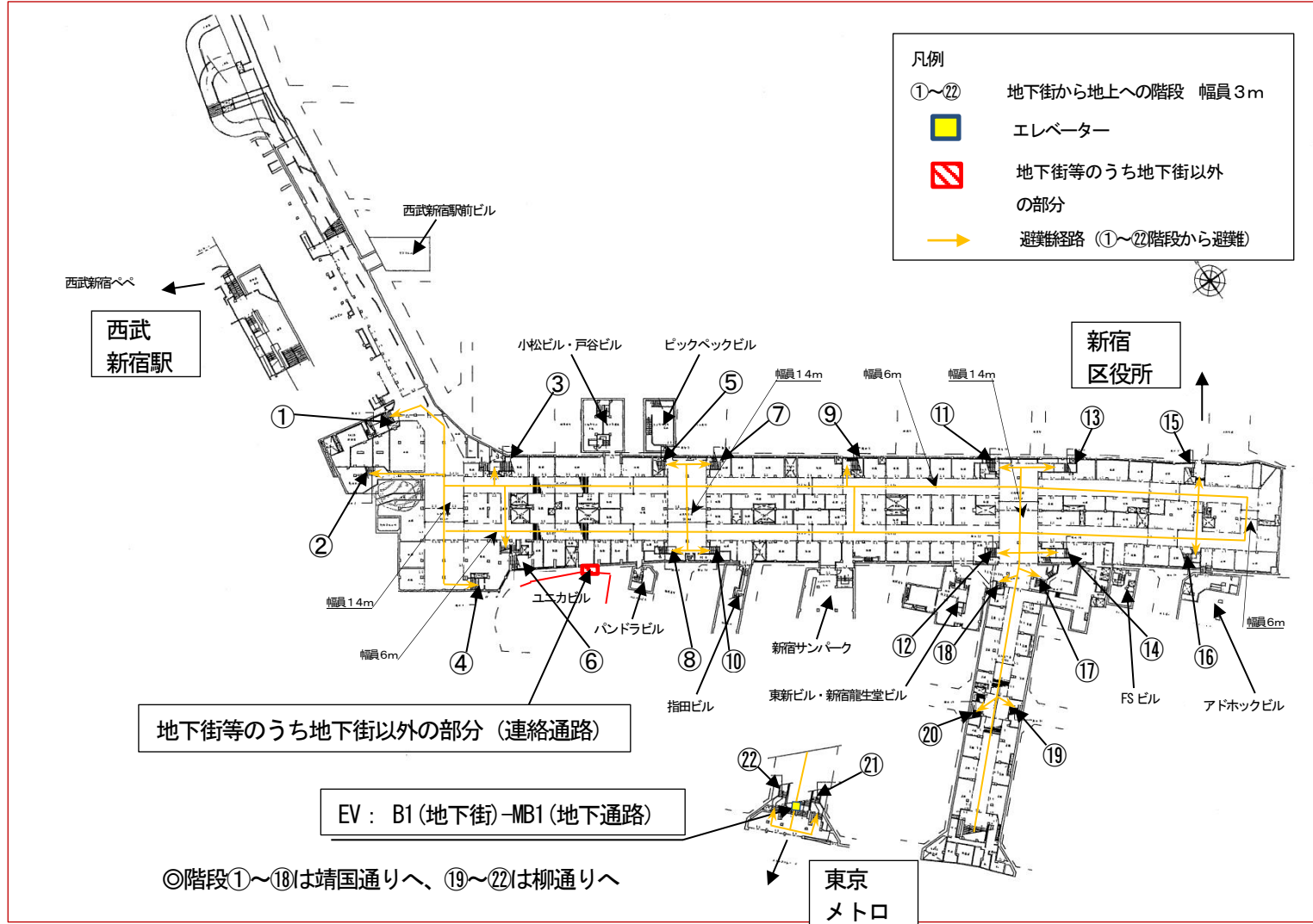
新宿サブナード 地下街等防災推進計画（第一回変更）

令和5年8月9日

新宿サブナード株式会社

1. 地下街等の名称、位置、区域及び面積

地下街等の名称 新宿サブナード
 地下街等の位置 東京都新宿区歌舞伎町1丁目、新宿三丁目地先
 地下街等の区域



全面積	18,950㎡	地下通路面積	9,492㎡	その他(機械室・電気室)	2,009㎡
-----	---------	--------	--------	--------------	--------

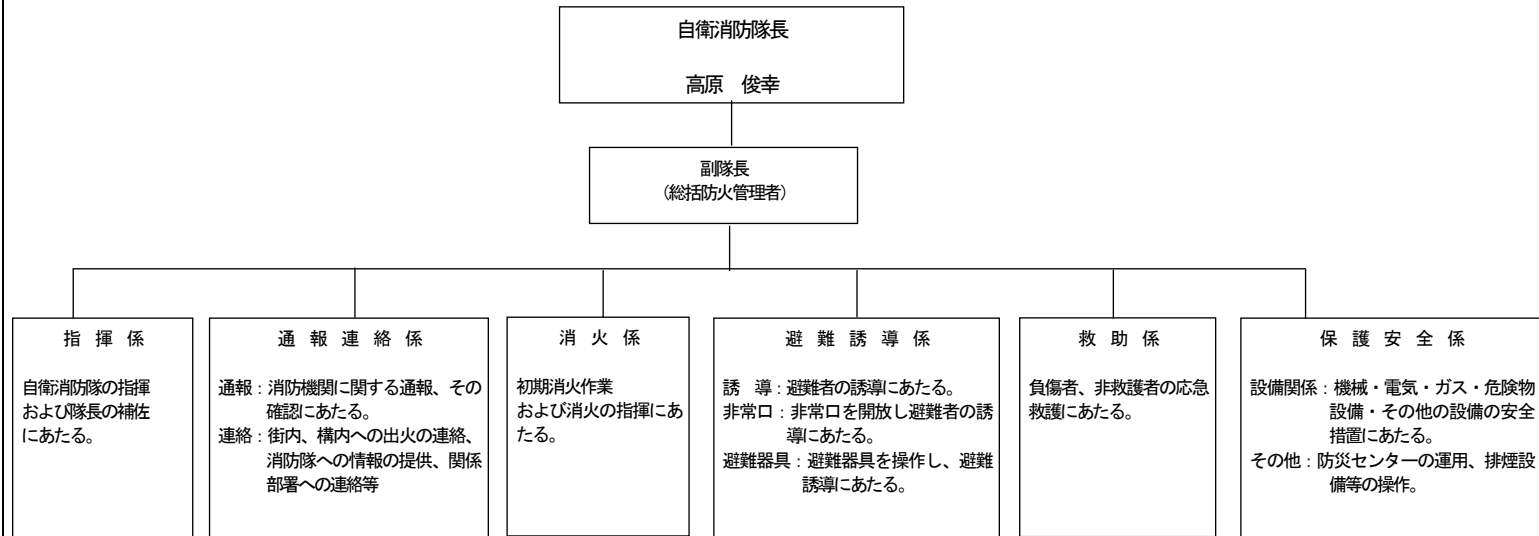
2. 地下街管理会社の代表者

新宿サブナード株式会社 取締役社長 広畑 義久

3. 防災管理責任者及び管理体制

防災管理責任者 自衛消防隊長 高原 俊幸（新宿サブナード株式会社常務取締役総務部長）

管理体制



役割分担表は別紙

新宿サブナード自衛消防隊（本部隊）の編成、任務表

別紙1-2

2022年8月19日現在

●本部長→社長 ●自衛消防隊長→常務 ●統括管理者→参事役 ●本部長付→監査役 ●自衛消防副隊長→専務（隊長代行第一順位）
取締役事業本部長（隊長代行第二順位） ●自衛消防隊長代行 休日等→上席当直者、社員不在時（駐車場嘱託社員を除く）→警備責任者
◎印-班長 ○印-班長代理

隊別	班別	隊員	災害発生時の任務	警戒宣言発令時の任務
本部隊	通報連絡（情報）班	◎井上施設部長 ○浅見SC事業部長 新藤施設部参事役 栞原施設部係長 岡崎施設部主任 警備隊長 SBLC統括責任者	1 消防機関への通報及び確認 2 館内非常放送及び命令伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡網） 4 災害状況の情報収集・整理 5 逃げ遅れ・負傷者等の情報収集 6 地区隊への情報提供 7 地区隊との連絡調整、指示命令 8 消防隊の誘導及び情報提供	(情報収集担当) 1 報道機関等から東海地震注意情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、自衛消防隊長等への報告 2 周辺地域の状況把握 3 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対するの周知徹底 4 災害対策本部の設置運営 5 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資器材の確認 6 被害状況及び在館者の調査 7 その他必要事項
	本社警戒班	◎廣田総務部担当部長 ○内田総務部課長 山田企画・経理部課長 後藤総務部係長	1 消防機関及び防災センターとの連絡 2 関係者、関係機関への通報連絡	1 消防機関等行政機関及び防災センターとの連絡 2 関係者、関係機関への通報連絡
	初期消火班	◎中村総務部長 ○内藤SC事業部係長 小堺SC事業部係長 警備員 設備員 清掃員	1 出火場所に直行し、消火器及び屋内消火栓による消火活動 2 地区隊が行う消火活動の指揮指導 3 消防隊との連携、補佐	(点検措置担当) 建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等及び危険物の点検並びに必要個所の保安措置
	避難誘導班	◎田桑SC事業部課長 ○今野SC事業部係長 若松SC事業部員 警備員 清掃責任者 ▲佐野駐車場部 ▲宮崎駐車場部次長 ▲高橋(恭)駐車場部係長 ▲駐車場部嘱託員、委託職員	1 出火場所へ直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放確認 3 避難上支障ある物件の除去 4 外部等安全な場所への避難誘導 5 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 6 ロープ等による警戒区域の設定	(平常時と同様) 混乱防止を主眼とした在館者の案内及び避難誘導 ▲ 地下2階駐車場の避難誘導等を主な任務とする。
	安全防護班	◎吉田施設部次長 ○染野施設部課長 警備員 設備責任者	1 出火場所へ直行し、防火戸・防火シャッター 防火ダンパーの開鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給、運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	(点検措置担当) 上記初期消火班の任務と同様
	応急救護班	◎滝瀬企画・経理部長 ○松村SC事業部係長 木間企画・経理部員 警備員 設備員 清掃員	1 応急救護所の開設 2 負傷者の応急救護 3 救急隊との連携、情報提供 4 逃げ遅れ者の救出	(情報収集担当) 上記通報連絡（情報）班の任務と同様とするほか、救出資器材等の確認、準備

4. 安全点検・調査結果

耐震診断結果

2008年（平成20年）12月(株)三菱地所設計がサブナード地下街の耐震調査を行い、耐震診断結果は新耐震設計法（昭和56年度版）での壁量、柱量による許容せん断力を満足している。

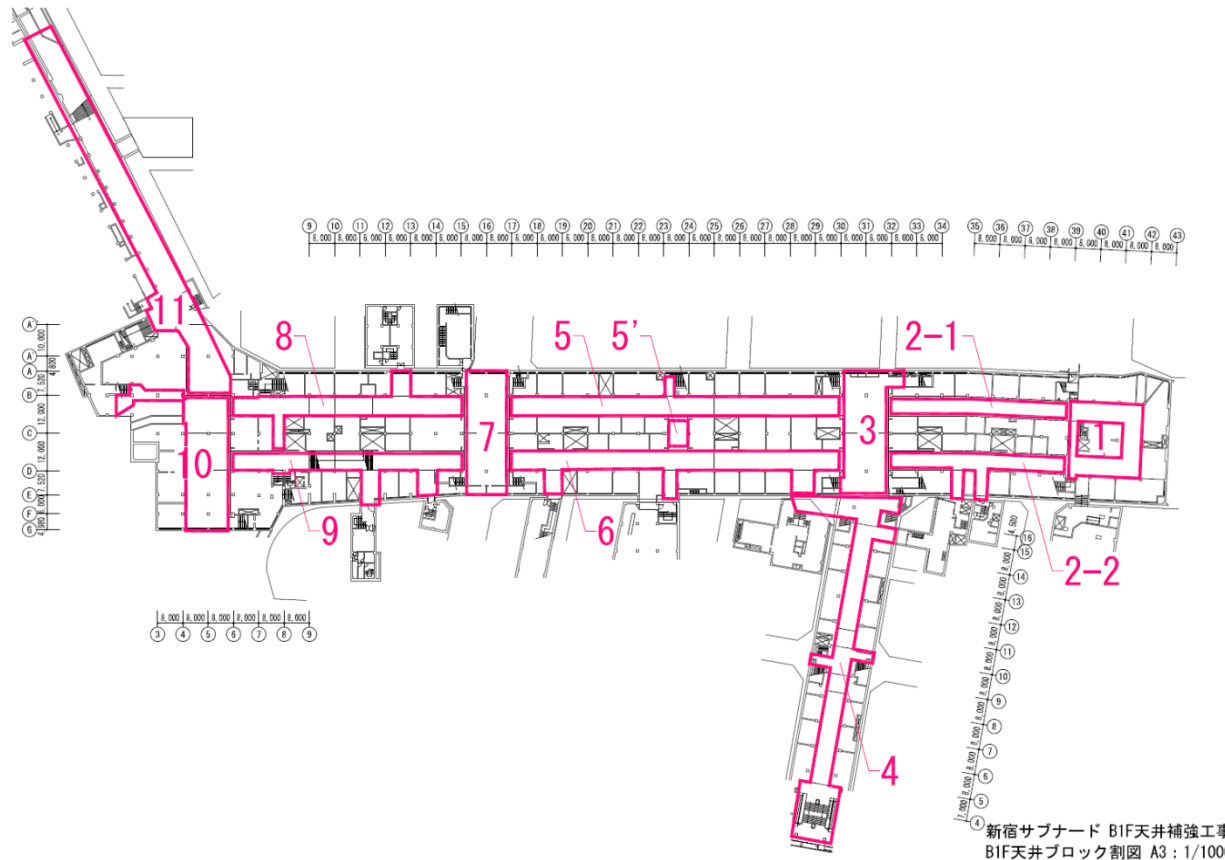
また、想定する地震動に対してXY方向に対する所要の耐震性を確保している。

天井点検結果

平成26年及び27年度に漏水箇所がある公共通路、階段付近からの漏水箇所の導水工事を実施した。漏水は天井下地強度を低下させる恐れがあり、漏水処理が必要と考えられる。

28年度以降についても、漏水箇所の導水工事を実施する予定。

また、平成27年度は、「地下街の安心避難対策ガイドライン」に基づき、地下街の天井の安全性及び耐震性について調査を実施した。その結果は次頁のとおり。調査結果に基づき平成29年度より3期に分けて地下街通路天井の補強工事を行った。



新宿サブナード B1F通路 天井調査結果一覧表

ブ ロ ッ ク No.	不具合NO. ①吊看板 A ⑤天井下地腐食 C ②天井吊ボルト B ⑥天井ボード・見切 C ③天井クリップ B ⑦アンカー C ④天井下地 B ⑧ その他 D	不具合項目	A:緊急対応を要す B:対応を要す(一部天井解体) C:経過観察(天井全面解体) D: ○→不具合なし×→不具合あり	合格判定	備 考	
1	①	吊り看板、固定金物の不具合	A	×	不合格	-
	②	ジョイント部点溶接・錆止め未施工	B			溶接長確保・錆止め散布
	④	点検口開口補強材無し	B			開口補強実施
2-1	①	吊り看板、固定金物の不具合	A	×	不合格	-
	②	ジョイント部点溶接・錆止め散布	B			溶接長確保・錆止め散布
	②	天井吊りボルトに設備配管共吊り	B			配管切り離し及び吊りボルト設置
	④	野縁はね出し 450[mm]超え	B			野縁受け及びクリップ増設
	④	野縁受けはね出し 450[mm]超え	B			吊りボルト及びハンガー増設
2-2	④	点検口開口補強材無し	B	×	不合格	開口補強実施
	①	吊り看板、固定金物の不具合	A			-
	⑥	ボードのたわみ、漏水跡	C			天井下地増設(開口部周辺)、ボード交換・貼替
	②	ジョイント部点溶接・錆止め未施工	B			溶接長確保・錆止め散布
	②	天井吊りボルトに電線管共吊り	B			電線管切り離し、及び吊りボルト設置
3	④	ハンガーの緩み、がたつき	B	×	不合格	ハンガー交換
	④	点検口開口補強材無し	B			開口補強実施
	①	吊り看板、固定金物の不具合	A			-
	②	ジョイント部点溶接・錆止め未施工	B			溶接長確保・錆止め散布
4	④	段差補強無し	B	×	不合格	段差補強実施
	④	点検口開口補強材無し	B			開口補強実施
	①	吊り看板、固定金物の不具合	A			-
	⑥	ボード漏水跡あり、吹付け材漏水跡あり	C			吹付け材及び下地材撤去、再塗布
	②	吊りボルトピッチ 1800[mm]超え	B			吊りボルト及びハンガー増設
	②	野縁受けピッチ 1800[mm]超え	B			野縁受け及びクリップ増設
	④	天井と段差部とのクリアランス無し	B			下がり天井取合部にクリアランスを設ける
5	④	点検口開口補強材無し	B	×	不合格	開口補強実施
	⑧	電線直置き	D			ケーブルラック設置及び吊りボルト増設
	①	吊り看板、固定金物の不具合	A			-
	⑥	見切り材変形	C			見切り材撤去及び交換
	②	吊りボルトピッチ 1800[mm]超え	B			吊りボルト及びハンガー増設
5	④	野縁はね出し 450[mm]超え	B	×	不合格	野縁受け及びクリップ増設
	④	点検口開口補強材無し	B			開口補強実施

5'	①	吊り看板、固定金物の不具合	A	×	不合格	-
	②	吊りボルトピッチ 1800[mm]超え	B			吊りボルト及びハンガー増設
	④	ハンガーの脱落	B			ハンガー交換
	④	点検口開口補強材無し	B			開口補強実施
6	①	吊り看板、固定金物の不具合	A	×	不合格	-
	②	電線管共吊り	B			電線管切り離し、及び吊りボルト設置
	④	ハンガーの緩み、かたつき、脱落	B			ハンガー交換
	④	点検口開口補強材無し	B			開口補強実施
7	①	吊り看板、固定金物の不具合	A	×	不合格	-
	⑥	金属仕上材はずれ	C			ビス増打固定
	⑥	吹付け材はがれ、漏水跡あり	C			吹付け材及び下地材撤去、再塗布
	②	ジョイント部点溶接・錆止め未施工	B			溶接長確保・錆止め散布
	②	吊りボルトピッチ 1800[mm]超え	B			吊りボルト及びハンガー増設
	②	下がり壁アングル共吊り	B			アングル切り離し及び吊りボルト設置
	④	野縁受けはね出し 450[mm]超え	B			吊りボルト及びハンガー増設
	①	案内板直置き	A			天井躯体面に吊りボルト設置
8	④	点検口開口補強材無し	B	×	不合格	開口補強実施
	①	吊り看板、固定金物の不具合	A			-
	②	ジョイント部点溶接・錆止め未施工	B			溶接長確保・錆止め散布
	④	野縁受けはね出し 450[mm]超え	B			吊りボルト及びハンガー増設
9	④	点検口開口補強材無し	B	×	不合格	開口補強実施
	①	吊り看板直置き	A			天井躯体面に吊りボルト設置
	①	吊り看板、固定金物の不具合	A			-
	⑥	ボードの損傷	C			ボード交換
	②	ジョイント部点溶接・錆止め未施工	B			溶接長確保・錆止め散布
	②	電気BOX 共吊り	B			電気BOX 切り離し及び吊りボルト設置
10	④	野縁受けはね出し 450[mm]超え	B	×	不合格	吊りボルト及びハンガー増設
	④	点検口開口補強材無し	B			開口補強実施
	①	吊り看板、固定金物の不具合	A			-
	②	ジョイント部点溶接・錆止め未施工	B			溶接長確保・錆止め散布
11	④	クリアランス(ダクト) 無し	B	×	不合格	段差補強実施
	④	点検口開口補強材無し	B			開口補強実施
	①	吊り看板、固定金物の不具合	A			-
	⑥	ボードの損傷、ズレ、かたつき、漏水跡あり	C			ボード交換
	⑥	吹付け材の剥がれ、漏水跡あり	C			吹付け材及び下地材撤去、再塗布
11	⑥	導水盤漏水跡あり(塗装はがれ)	C	×	不合格	塗装材撤去及び再塗装
	②	ジョイント部点溶接・錆止め未施工	B			溶接長確保・錆止め散布
	④	点検口開口補強材無し	B			開口補強実施

5. 地下街防災推進事業において行われる補助対象事業	
1) 避難検討	<ul style="list-style-type: none"> ・地下街の大災害時の避難シミュレーション ・施設の状態把握、避難シミュレーション、誘導方策の検討を（※地下街区域内）実施する。
2) 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地下街の地上への階段（災害時の避難階段）が災害時により安全に利用できるよう、階段壁面を現状のタイルからアルミパネルに変更する剥落防止対策工事（※地下街区域内）を実施する（16番階段を除く21か所）。
3) 防災施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における停電の際にも通行者、買い物客の安全な避難誘導を図るため通路照明や避難誘導灯及び館内放送などの防災機器運転等に必要な電源を確保するため、8時間以上の運転が可能となる非常用発電機設備に更新する（平成30年度完了）
6. 補助対象事業の計画期間、概算事業費	
1) 補助対象事業の計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度 ・非常用発電機更新工事（製作、搬入、組立、調整試験、既設発電機解体、撤去） ○令和5年度 ・避難シミュレーション ○令和6年度 ・避難シミュレーション、地上階段改修工事 ○令和7年度～令和14年度・地上階段改修工事
2) 補助対象事業の概算事業費	<p>(1) 避難検討費 【25,029百万円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難シミュレーション（25,029百万円） 令和5年度（18,000百万円）、令和6年度（7,029百万円） <p>(2) 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備 【588百万円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上階段改修工事（588百万円） 令和6年度（56百万円）、令和7年度（112百万円）、令和9年度（56百万円）、令和10年度（56百万円）、令和11年度（56百万円）、令和12年度（84百万円）、令和13年度（84百万円）、令和14年度（84百万円） <p>(3) 防災設備の設置 【368百万円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機更新工事（368百万円）（平成30年度完了） （工場製作、搬入組立、調整試験、既設解体撤去を含む） <p>※ 補助対象事業費については、今後行政と協議のうえ決定する。</p> <p>※ 令和6年度避難検討については増額見込み</p>

7. 関連事業	
	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿駅周辺防災対策協議会（事務局：新宿区危機管理担当部危機管理課） ・新宿駅周辺地域都市再生緊急整備協議会（事務局：新宿区危機管理担当部危機管理課） ・新宿地下街等協同防火管理協議会（新宿消防署協働団体） ・新宿予防安全協会（新宿消防署協働団体） ・地下街における内水等に係る防災・減災対策連絡会発足（平成26年6月～27年10月まで4回開催） 新宿サブナードが事務局として接続ビル12社で構成しており、年2回定期的に連絡会を開催した。 座長は、新宿サブナード（株）常務取締役で、浸水シミュレーションを行って頂いた早稲田大学理工学術院の関根教授に技術顧問をお願いした。 ・東京都地下街等浸水対策協議会（事務局：東京都都市整備局） 平成27年11月に設置され、新宿東地区部会には接続ビルも参加しているため、新宿サブナードが事務局を務めていた前記「防災・減災対策連絡会」を発展的に解消し、東京都主催の対策協議会に移行している。
8. 避難誘導計画	
○災害等緊急を要する事態が発生した場合の基本的な避難誘導の考え方	<p>(1) 避難誘導に関する基本的な考え方 従来から火災に対する消防訓練で、地下街において30mに1箇所ある避難階段から地上への避難誘導することになっている。不特定多数の人が公共通路を利用しており、避難誘導するのは地下街の避難口・経路を理解しているサブナード社員、テナント従業員、各スタッフ（サブナードに常駐している警備員、設備員、清掃員）が誘導することを原則とする。</p> <p>(2) 避難方法、避難経路についての考え方 災害の種類により避難方法、経路が同一ではないため複雑である。 地震の場合は東日本大震災で経験したように、屋外は高所からの落下物があり、必ずしも地上へ避難することが安全策とはならない。地震が落ち着くまでは、その場近くでより安全な場所にと留まることが必要となる。 サブナード地下街では、緊急地震速報で、5弱以上の場合はダイレクトに館内へ緊急地震速報を流し、落ち着いて行動するように呼び掛け、パニックにならないようにしている。さらに次のステップで、地震が落ち着き次第、当社社員、テナント従業員が新宿御苑（当該エリアの避難場所）へ避難誘導する。</p> <p>(3) 情報収集・情報伝達に関する体制、内容についての考え方 報道機関、新宿区役所からの災害情報をもとに情報収集している。 新宿区防災気象情報メールシステムTOPから地震情報、大雨注意報、警報、解除等の情報を24時間メール受信可能としている。 今後は、リアルタイムでの情報収集が可能となるよう、新宿区に対し同報系防災行政無線または防災ラジオ等のサブナード防災センターへの設置を要請していく。</p>

9. その他（サブナード地下街の防災対策活動経緯）		
1) 火災防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下街の用途（消防法施行令第10条別表16項イ）に基づいた消防用設備の設置及び法定点検の実施：年2回（春季、秋季火災予防週間）、テナント従業員を含めた消防訓練の実施 ・ 消防法に基づく防火対象物点検（サブナードテナント対象）及び防災管理点検の実施：毎年5月に実施 ・ 店舗（飲食店）終業時の警備員による火の元点検（毎晩） 	
2) 地震対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2008年12月～2009年3月：サブナード耐震調査の実施（株三菱地所設計）・・・新耐震設計法（昭和56年版）に基づいた耐震診断 ・ 緊急地震速報受信設備の設置（NTTコミュニケーション） ・ 地震発生時の行動マニュアルの作成 	
3) 浸水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012年：サブナード浸水シミュレーションの実施（早稲田大学理工学術院 関根正人教授） ・ 2013年：浸水シミュレーション結果に基づき、地上階段3箇所に防水板を追加設置、駐車場出口防水板を設置 ・ 2014年6月：新宿サブナードに事務局を置き、サブナード接続ビルをメンバーとする「サブナード地下街における内水に係る防災、減災対策連絡会」を発足させ、年2回、情報交換や連絡体制の確立などを実施した。 	
4) 停電対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ サブナード受変電設備の年次点検の実施（受変電施設は2006年～2009年に更新済み） ・ 非常用発電機の年次点検及び月例点検の実施 ・ 2018年4月～2019年3月：非常用発電機更新工事の実施 	
5) 行政機関への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生後、新宿区等行政機関が災害対策活動のために必要な場所の提供について覚書を取り交し必要な協力をする。 ・ 行政機関等と災害時における一時来街者等への対応に必要な情報を共有することに努め、可能な範囲で連携及び協力を図る。 ・ 災害の発生により公共交通機関が運行停止した場合において、来街者等の一時的な避難が必要と認められたときは、施設の提供など、可能な限り協力をする。 	